

令和2年2月26日 開 会

令和2年2月26日 閉 会

佐賀県東部環境施設組合議会 定例会会議録

佐賀県東部環境施設組合議会事務局

令和2年2月定例会会期日程

日次	月 日	摘 要
第1日	2月26日(水)	<p>開 会</p> <p>議長選挙</p> <p>会期決定</p> <p>2月26日(1日間)</p> <p>会議録署名議員の指名</p> <p>経過報告</p> <p>提案理由の説明</p> <p>議案審議</p> <p>議案第1号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第2号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第3号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第4号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第5号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第6号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>請願審議</p> <p>請願第1号〔趣旨内容説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>請願第2号〔趣旨内容説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>請願第3号〔趣旨内容説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>請願第4号〔趣旨内容説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>閉 会</p>

2月定例会付議事件

1 管理者提出議案

〔令和2年2月26日提出〕

- 議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について [可決]
- 議案第2号 佐賀県東部環境施設組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例について [可決]
- 議案第3号 佐賀県東部環境施設組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例について [可決]
- 議案第4号 佐賀県東部環境施設組合職員の服務の宣誓に関する条例について [可決]

- | | | |
|-------|--|------|
| 議案第5号 | 佐賀県東部環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
について | [可決] |
| 議案第6号 | 令和2年度佐賀県東部環境施設組合一般会計予算 | [可決] |

2 請願

[令和2年2月26日提出]

- | | | |
|-------|-----------------------------|-------|
| 請願第1号 | ごみ処理施設建設候補地に関する請願 | [不採択] |
| 請願第2号 | 原水を守るため次期ごみ処理施設予定地の変更を求める請願 | [不採択] |
| 請願第3号 | ごみ処理施設建設候補地の建設合意を求める請願 | [不採択] |
| 請願第4号 | ごみ処理施設建設候補地の再評価を求める請願 | [不採択] |

令和2年2月26日

議場：鳥栖・三養基西部環境施設組合
溶融資源化センター2階会議室

1 出席議員氏名

議長 森山 林

久保山日出男	飛松 妙子	伊藤 克也	樋口伸一郎
牧瀬 昭子	山口 義文	永沼 彰	中野 均
筒井佐千生	森田 浩文	中山 五雄	寺崎 太彦
園田 邦広	田中 俊彦	松信 彰文	

2 欠席議員氏名

なし

3 地方自治法第 121 条による説明員氏名

管理者	橋本 康志	副管理者	松本 茂幸
副管理者	伊東 健吾	副管理者	武廣 勇平
副管理者	末安 伸之	事務局 長	吉田 忠典
総務係 長	濱野 知大	総務係 専門主査	大坪 功二
事業係 長	赤司 隆則	事業係 主事	堂園 祥太

4 議会事務局職員氏名

事務局 長	吉田 忠典
総務係 長	濱野 知大
総務係 専門主査	大坪 功二

5 議事日程

- 日程第 1 議長選挙
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 経過報告
- 日程第 5 提案理由の説明 議案第 1 号～議案第 6 号
- 日程第 6 議案第 1 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例について
(質疑、討論、裁決)
- 日程第 7 議案第 2 号 佐賀県東部環境施設組合職員の分限に関する手続及び効果に関する
条例について
(質疑、討論、採決)
- 日程第 8 議案第 3 号 佐賀県東部環境施設組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例に

ついて

(質疑、討論、採決)

日程第9 議案第4号 佐賀県東部環境施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例

(質疑、討論、採決)

日程第10 議案第5号 佐賀県東部環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について

日程第11 議案第6号 令和2年度佐賀県東部環境施設組合一般会計予算

(質疑、討論、採決)

日程第12 請願第1号 ごみ処理施設建設候補地に関する請願

(質疑、討論、採決)

日程第13 請願第2号 原水を守るため次期ごみ処理施設予定地の変更を求める請願

(質疑、討論、採決)

日程第14 請願第3号 ごみ処理施設建設候補地の建設合意を求める請願

(質疑、討論、採決)

日程第15 請願第4号 ごみ処理施設建設候補地の再評価を求める請願

(質疑、討論、採決)

開会

午後2時40分

開議



日程第1 議長選挙

山口義文副議長

皆さんこんにちは。

本日、佐賀県東部環境施設組合告示第1号におきまして、本組合議会の2月定例議会が招集されました。ただいまの出席議員は、16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。それでは、早速でございますが、本日の会議を開きます。本日の会議日程につきましては、お手元に配付しております。

日程第1、議長の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によるものと決しました。続いて、お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。それでは、指名いたします。本組合議会議長に森山林議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま、副議長において指名いたしました森山林議員を本組合議会の議長の当選人と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、森山林議員が議長に当選されました。ただいま、議長に当選されました、森山議員が議場におられますので、議会会議規則第31条第2項の規定により、当選されたことを告知いたします。それでは、森山議員の当選承諾とご挨拶をお願いいたします。

森山林議長

はい。

山口義文副議長

森山議員。

森山林議長

みなさんこんにちは。ただいま、議長選挙におきまして皆さん方のご推挙を賜りまして、まことにありがとうございます。謹んでお受けいたしたいと思っております。職務遂行につきましては、当組合発展のため、誠心誠意努めてまいりたいと思っておりますので、皆様方のご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

山口義文副議長

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。これもちまして、副議長としての職務を終わらせていただきます。議事進行へのご協力に対しまして厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。それでは議長を交代いたします。



日程第2 会期決定

森山林議長

早速でございますが、議事に入らせていただきます。日程第2、会期決定の件を議題といたします。会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決しました。



日程第3 会議録署名議員の指名

森山林議長

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第94条の規定により、議長において、森田浩文議員、中山五雄議員を指名いたします。



日程第4 経過報告

森山林議長

日程第4、経過報告につきましては、お手元に印刷物を配付いたしておりますので、ご了承のほどよろしくお願いをいたします。

会議の途中でございますけれども、ここで休憩をいたします。

~~~~ 休憩 ~~~~



### 日程第5 提案理由の説明

**森山林議長**

再開いたします。

議事の進行上、会議時間の延長をお諮りしたいと思いますが、本日の会議時間は、議事進行上あらかじめ延長いたしますが、これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。では、議事を進めます。

日程第5、提案理由の説明を求めます。

**橋本康志管理者**

議長。

**森山林議長**

橋本管理者。

**橋本康志管理者**



提案理由の説明を申し上げます。まず、昨年9月19日に次期ごみ処理施設整備運営事業の入札公告をしておりまして、先週2月20日の入札提案書提出日に2社からの入札提案書が出されました。この場をお借りいたしまして、報告をさせていただきます。なお、今後、入札書及び事業者からの提案書を審査いたしまして、5月には落札候補者を決定してまいりますので、本年8月の組合議会定例会におきまして、契約案件の議案を皆様方にご審議していただくことになるかと存じます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。本日、ここに佐賀県東部環境施設組合議会2月定例会を招集いたしまして、議案のご審議をお願いすることといたしました。提案いたしております議案は、お手元にお配りしております議案第1号から議案第6号までの6議案でございます。まず、条例関係でございますが、議案第1号から議案第5号までの以上5議案につきましては、令和2年4月1日から施行されます改正地方公務員法及び地方自治法において、新たに会計年度任用職員制度が導入されることとなっております。本組合における会計年度任用職員に関する条例の一部改正や新たな条例の制定を行うものでございます。次に、議案第6号、令和2年度佐賀県東部環境施設組合一般会計予算についてでございます。今回、歳入、歳出それぞれ2億2,211万6千円をお願いするものでございます。歳入の主なものといたしまして、構成市町からの負担金2億1,897万1千円、国庫支出金314万2千円を計上しております。歳出の主なものといたしまして、次期ごみ処理施設建設費のうち、循環型交付金事業計画支援業務の環境影響評価業務委託及び事業者選定アドバイザー業務委託に943万円、建設関連調査業務委託に1,275万8千円、建設関連業務委託に2,900万円を計上いたしております。

また、環境影響評価事後調査業務（工事实施時）及びごみ処理施設整備事業に係る設計・施工監理業務について、令和3年度から令和5年度までの期間において、それぞれ1,670万円と1億7,100万円の債務負担行為の設定を行うこととしております。以上、提案理由の説明を終わりますが、何卒よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**森山林議長**

ありがとうございました。



**日程第6 議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について**

**森山林議長**

日程第6、議案第1号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。議案の説明を求めます。

**吉田忠典事務局長**

議長。

**森山林議長**

吉田事務局長。

**吉田忠典事務局長**

ただいま、議題となりました議案第1号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明いたします。議案書1ページ及び議案概要の1ページをお開きください。条例の第1条で、佐賀県東部環境施設組合議員等の報酬及び費用弁償に関する条例を改正し、第2条で佐賀県東部環境施設組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例を改正するものでございます。これは、地方公務員法が改正されまして新たに会計年度任用職員の制度が創設されるとともに、地方自治法において、会計年度任用職員に関する規定が追加されたため、条項のずれが生じたことから、改正をするものでございます。

また、第3条では、佐賀県東部環境施設組合職員の給与に関する条例を改正し、組合職員のうち、会計年度任用職員の給与については、佐賀県東部環境施設組合職員の給与に関する条例を適用しないとするものでございます。なお、議案概要の3から4ページは新旧対照表を、5ページからは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律を掲載しているところでございます。以上、ご説明といたします。

**森山林議長**

これより質疑を行います。質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終ります。本案は、討論を省略して、直ちに採決を行います。議案第1号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり決しました。



**日程第7 議案第2号 佐賀県東部環境施設組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例  
について**

**森山林議長**

日程第7、議案第2号、佐賀県東部環境施設組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例についてを議題といたします。議案の説明を求めます。

**吉田忠典事務局長**

議長。

**森山林議長**

吉田事務局長。

**吉田忠典事務局長**

ただいま、議題となりました議案第2号、佐賀県東部環境施設組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例について、ご説明いたします。議案書2ページ及び議案概要の10ページをお開きください。

この議案につきましては、会計年度任用職員制度が創設されたことにより、佐賀県東部環境施設組合職員のうち、会計年度任用職員について分限に関する手続及び効果に関する条例を定めるものでございます。その内容につきましては、第2条において鳥栖市の条例を準用することとしております。なお、準用する鳥栖市の条例は、議案概要の11ページに掲載をしているところでございます。以上、ご説明いたします。

#### **森山林議長**

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。議案第2号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号、佐賀県東部環境施設組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例については、原案のとおり決しました。



### **日程第8 議案第3号 佐賀県東部環境施設組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例について**

#### **森山林議長**

日程第8、議案第3号、佐賀県東部環境施設組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例についてを議題といたします。議案の説明を求めます。

#### **吉田忠典事務局長**

議長。

#### **森山林議長**

吉田事務局長。

#### **吉田忠典事務局長**

ただいま、議題となりました議案第3号、佐賀県東部環境施設組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例について、ご説明いたします。議案書の3ページ及び議案概要の13ページをお開きください。

この議案につきましても、会計年度任用職員制度が創設されたことにより、佐賀県東部環境施設組合職員のうち、会計年度任用職員について、懲戒の手続及び効果に関する条例を定めるものでございます。

会計年度任用職員の懲戒の手続及び効果につきましては、第2条において鳥栖市の条例を準用することとしております。なお、準用する鳥栖市の条例につきましては、議案概要の14ページに掲載をしているところでございます。以上、ご説明いたします。

**森山林議長**

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。議案第3号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号、佐賀県東部環境施設組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例については、原案のとおり決しました。



**日程第9 議案第4号 佐賀県東部環境施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例について**

日程第9、議案第4号、佐賀県東部環境施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例についてを議題といたします。議案の説明を求めます。

**吉田忠典事務局長**

議長。

**森山林議長**

吉田事務局長。

**吉田忠典事務局長**

ただいま、議題となりました議案第4号、佐賀県東部環境施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例についてご説明いたします。議案書4ページ及び議案概要の15ページをお開きください。

この議案につきましても、会計年度任用職員制度が創設されたことにより、佐賀県東部環境施設組合職員のうち、会計年度任用職員について地方公務員法第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関する事項を条例で定めるものでございます。以上、ご説明といたします。

**森山林議長**

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。議案第4号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号佐賀県東部環境施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例については、原案のとおり決しました。



**日程第 10 議案第 5 号 佐賀県東部環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
条例について**

日程第 10、議案第 5 号、佐賀県東部環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてを議題といたします。議案の説明を求めます。

**吉田忠典事務局長**

議長。

**森山林議長**

吉田事務局長。

**吉田忠典事務局長**

ただいま、議題となりました議案第 5 号、佐賀県東部環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてご説明いたします。議案書 6 ページ及び議案概要の 16 ページをお開きください。この議案につきましても、会計年度任用職員制度が創設されたことにより、佐賀県東部環境施設組合職員のうち、会計年度任用職員について、給与及び費用弁償に関する事項を条例で定める必要があるため、条例を定めるものでございます。会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項につきましては、第 2 条において、鳥栖市の条例を準用することとしております。なお、準用する鳥栖市の条例につきましては、議案概要の 17 ページ以降に掲載をしているところでございます。以上、ご説明いたします。

**森山林議長**

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

**中野均議員**

議長。

**森山林議長**

中野議員。

**中野均議員**

1 点だけいいですか。会計年度任用職員の給与の中で第 2 条第 3 項ですね、公務に生じた費用弁償が給与に含めないということで、これは旅費として理解してよろしいでしょうか。

**吉田忠典事務局長**

議長。

**森山林議長**

吉田事務局長。

**吉田忠典事務局長**

この部分につきましては、旅費相当でございますが、基本的には通勤手当の代わりになるものでございます。

**森山林議長**

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。本案は、討論を省略してただちに採決を行います。議案第5号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号、佐賀県東部環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例については、原案のとおり決しました。

#### **樋口伸一郎議員**

議長。

#### **森山林議長**

樋口議員。

#### **樋口伸一郎議員**

今から、議案第6号の令和2年度佐賀県東部環境施設組合一般会計予算を議題とされることと存じますが、この中には、次期ごみ処理施設建設に関連していく予算も含まれることと存じております。本定例会には、次期ごみ処理施設建設に関する請願が提出されておりますので、この議案第6号を先に議題とし、そして、採決した後に請願に対する協議や議論を行うことは成り立たないのではないかと考えております。つきましては、まずは、請願4件を組合議会に対してお諮りし、採決した後にそのことを踏まえて議案第6号を議題にし、採決すべきではないかという理由から、議事日程第11の前に、日程第12から15までの請願の件をまずもって先に議題とする議事日程の変更を求めたいと思います。よろしく申し上げます。

#### **森山林議長**

お諮りをしたいと思います。ただいま動議がありました議事日程の変更について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

それでは、休憩いたします。

～～～ 休憩 ～～～

#### **森山林議長**

長時間お待たせをいたしました。それでは、再開いたします。

お諮りいたします。議事日程の変更を求める件を議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議事日程の変更を議題とすることといたしました。お諮りいたします。日程第11の前に日程第12から日程第15までを先に議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、日程第11の前に日程第12から日程第15までを先に議題とすることに決しました。



将来、気候変動による気温上昇のため、洪水浸水発生頻度が高まると発表されている。施設が水害ダメージを受けなくても周辺の道路冠水により、施設へのごみ処理搬入ができなくなる。こちらは資料のほうを見ていただきたいんですけども、手元にある資料がちょっとコピーの関係で色があまりちゃんと出ていなくて、これは動画で撮影されたものです。安楽寺の付近からドローンで撮影したのですが、こちらでちょっと、動画を上映させていただきたいと、投影させていただきたいと願い出たんですが、それはちょっと叶いませんで、写真のほうで失礼いたします。こちらが高田町、安楽寺町の周辺です。

17号線がここに走っているものになります。私も現場におりましたけれども、ここまで水が、股下のところまで水が来るような水害となっております。そして、ハザードマップのほうですが、こちらもちょうと写真で見にくい部分がありまして、先にこちらですね2010年度版、水色の分です。これは、ちょっと見にくいと思いますが、上のほうに家がありまして、0.5メートルから1メートルのこのちょっと薄緑色のような状態の場所が、ここというふうに2010年度版では発表されていました。しかし、今回、去年の春に市民の皆さんのお手元に配られたのが、洪水土砂災害ハザードマップです。この2年前には、鳥栖市では把握していたものが、こちらの組合のほうに発表がなされていたかどうかというのも私はとっっても疑問なんですけれども、ピンク色の地点になっていまして3メートルから5メートルの予想がされています。3番目です。2014年5月22日の第1回次期ごみ処理施設候補地選定委員会のときに候補地の条件として、災害危険区域は望ましくないとする方針や国土交通省の廃棄物処理施設を災害発生のおそれの高い区域に設置することは望ましくないとの都市計画運用指針を示しておきながら、これを無視して進めている。候補地に予定した場所は、2010年3月、鳥栖市発行のハザードマップで浸水想定区域となっている水害リスクが高い場所であるが、2019年3月の同市発行の最新版では、浸水の深さが候補地で3～5メートルに候補地周辺では5メートル以上へと変更されている。浸水の深さがそのように変更されることについて、2016年6月に鳥栖市は知っていた。というのが趣旨になります。そして、ごみ処理施設の前の写真を道路脇で撮られた方がおられまして、浄化センターがこちらにありまして、ここが入口ですね、ごみ処理施設の入口になっています。道路のところから車が入ろうとすると、車の半分ぐらいまで水に浸かるような水深になっているということが写真で見えるかと思いますが、トラックも、このタイヤのところまで水に浸かっているような水深になっていたということで、こちらもちょうと動画であがっていたのですが、こちらもお見せすることが叶わなかったのもので、写真でお見せさせていただきました。以上で、請願の趣旨の説明を終わります。

#### **森山林議長**

紹介議員の趣旨説明が終わりました。質疑がある方はお願いをいたします。

#### **永沼彰議員**

議長。

#### **森山林議長**

永沼議員。

#### **永沼彰議員**

請願の取扱い方について、いいでしょうか。1号から4号まで、紹介議員が牧瀬さんでありまして、内容的にも建設場所、それから予定地に関する、場所に関することですので、1号から4号ま



で説明をいただいて、そのあと採決を取っていただきたいというふうに思います。

**森山林議長**

今、永沼議員から質問がありましたけれども、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

一括して4号まで請願趣旨説明をお願いして、採決を取りたいと思いますけれどもいいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、日程13も含めて、日程13、14、15まで一括して請願の説明をお願いいたします。

**牧瀬昭子議員**

議長。

**森山林議長**

牧瀬議員。

**牧瀬昭子議員**

説明する分にはもちろん、一気にする分には構わないんですけども、その採択っていう分に関しては、それぞれに分けてということになるわけですか。

**森山林議長**

はい。説明を受けたあと、採択はそれぞれでします。

**牧瀬昭子議員**

それぞれで、ということよろしいですね。質疑もあわせて一緒にいいということですかね。

**森山林議長**

趣旨説明を一括していただきます。それで、あとは採決を各々かけますので。

**牧瀬昭子議員**

はい。

請願第2号、原水を守るため次期ごみ処理施設予定地の変更を求める請願です。趣旨の要旨としては、原水を守るため次期ごみ処理施設の予定地を水道水の取水口から離れた場所にすることを求める。理由、建設予定地南東の宝満川右岸には、鳥栖市民が利用する上水道の取水口があり、煙突からの有害物質が大量に含まれた飛灰による飲料水の汚染が心配される。次期ごみ処理施設には、最新のごみ処理技術を導入するとされているが、その安全性について、過去、久留米市のごみ処理施設で人為的なミス、処理システムのミスによるダイオキシン類の流出事故が発生したように疑問である。自主基準値を守るといいうが、周辺に取水口などがあればさらに厳しい条件にすべきである。水道水、工業用水、農業用水に利用されている鳥栖市安楽寺町の東部工業用水だけでなく、筑後川下流の筑後川大堰取水口の水道水にも影響を与える恐れが考えられる。以上から、次期ごみ処理施設建設予定地を水道水の取水口から離れた場所にするよう求める。関連の地図がうしろのほうに載っていますので、そして最初にですね、環境影響評価の準備書のあらましというところで掲載をさせていただいております。ご覧いただきたいのは、最大着地濃度出現距離です。一番濃くなる落下地点はどこなのかというのを調べたこれは、佐賀県東部地域次期ごみ処理施設建設整備事業ということで、こちらの東部環境組合が出されたものになります。アセスの一部です。514mが最大、一般的な気象条件下、逆転層発生時403m、ダウンウォッシュ・

ダウンドラフト時795mということで、500～800、まあ750mの地点が一番濃度が高いというふうに言われているところがございます。地図のほうを見ていただきたいと思いますが、これはちょっとなかなか写りがよくなくて。鳥栖の取水口が300、直線距離にして750m。そして、南部の農業用水なども直線距離にして、その750m周辺に集まっています。高田、安楽寺、藤木、今泉の田んぼ周辺には南部農業用水があります。そして、下流域北茂安浄水場、佐賀市と神崎市と吉野ヶ里町と上峰町とみやき町へ、水道水を供給している。こちらが5.2キロメートル、直線距離であるところに、下流域にあるということを示唆しております。

#### **中野均議員**

議長。

#### **森山林議長**

中野議員。

#### **中野均議員**

申しわけないですが、これ請願者は例えば、これ2号の人は代表が笠正博さんですね。あくまでも牧瀬さんは紹介議員になるわけですよ。だから、この内容について説明を求めるのは、いかがなものかと思うわけですよ。こういう理由で出されておりますということで、私は賛同して出しておりますなら出していますでもいいですけども、中身について説明されるのは、紹介議員は趣旨としては違うんじゃないかと思います。通常は、請願の場合は、紹介議員にありますので、趣旨だけ説明して対応については、自分達で見てくださとか、ご理解くださとか、それが普通だと思います。

#### **森山林議長**

ですので、最初に言ったとおり、もうお手元に既にいただいておりますので、簡潔にお願いしたいということはここでお願いをいたしたいと思います。

#### **牧瀬昭子議員**

説明は、ご本人さんからということでしょうか。

#### **久保山日出男議員**

いや違う。簡潔に説明をということ。

#### **牧瀬昭子議員**

では、第3号で。第3号を申し上げます。ごみ処理施設建設候補地の建設合意を求める請願書です。簡潔に申し上げます。建設予定地から近くにありますが、まだ、合意を受けていないということで、速やかに、安楽寺町、小森野町、あさひ新町、下野町の住民合意を得られるように請願が出されています。これも地図が載っていますので、是非、ご覧いただきたいんですが、建設予定地は真木町なのですが、住所も真木町ですが、お住まいになられている中心は、ほかの安楽寺町、下野町、小森野町、そして、あさひ新町から比べると少し離れた場所にありますので、そちらで合意を取られるのであれば、それよりも、もっと近いところの合意を得る必要があるのではないかとこの請願になっております。以上です。

#### **森山林議長**

はい、次、請願4号を。

## 牧瀬昭子議員

続きまして、請願4号です。こちらは、表を見ながらご確認いただきたいと思います。赤になっている部分があると思いますが、そちらのほうを請願人が出された部分になります。1番目が750m未満の住宅地というところで、先ほど、申しあげました濃度が高いところは、200mではなく750m未満の住居のところではないかということを示唆されていまして、それで、戸数を数えたところこのように変化が出てくるということです。750m以上1km未満の住戸に関して②の赤いところですけども、Dの下水道高度処理になりますと400戸以上となりまして「△」、競馬場用地A地点では「◎」ということで、200戸未満ということになっています。6番目の赤いところをまた見ていただきたいと思いますが、災害の安全性（洪水）というところで、第1号で申しあげました洪水の危険性というのをはらんでいるというのが真木町のE地点。下水道高度処理施設になっておりますので、こちらの中には表示がまだなされていませんが、1m以上2m未満どころか3m以上5m未満というところで、もっと低い数値が「△」以下だと思っておりますけれども、一応、この基準でなぞらえるということになっているということです。それで計算しますと、まず、最初のところの小計が変わってきますよというところを申しあげて、9番目収集運搬距離ですが、こちらも地図が後ろの方についていますので、ご覧いただきたいと思いますが、鳥栖市だけを基準で考えますと、最初の9番目の白丸の9番目、競馬場用地のほうは「△」になります。鳥栖市からの中心地市街地からは遠くなります。B地点真木町のほうは、鳥栖市からすると近くなります。ですが、ほかの1市3町で計算してみたところ、その数値もいろいろと足してありますが、資料の5、収集運搬距離の計算式を見ていただきたいと思いますが、これで計算しましたところ、ほかの2市3町ですべて計算してA地点のほうがより近かったということで、計算がまた変わってきます。最後です。20番目、他施設との連携の可能性っていうところですけども、リサイクルプラザが建設される、併用される予定でしたけれども、こちらも併用されなかったということで、こちら、「◎」、「○」、「△」の数値が変わってくるというところで、合計しましたところ、競馬場用地のほうの数値が高くなり、B地点のほうの数値が低くなるというところで、申しあげているところです。以上で説明は終わります。

## 森山林議長

紹介議員の趣旨説明が終わりました。

まずは、請願第1号に対して質問がある方は、質疑をお願いいたします。

## 森田浩文議員

議長。

## 森山林議長

森田議員。

## 森田浩文議員

牧瀬議員のほうに先ほど、資料開示していただいた点で、ご説明をお願いしたいのですが、水没しているっていうか、水で洪水状態になっているところで写真を開示していただきましたが、あの程度の水が溜まるまで、何分くらいかかるのか把握されていますか。

## 牧瀬昭子議員

はい。

**森山林議長**

牧瀬議員。

**牧瀬昭子議員**

すみません。詳細に何分というところは申し上げられませんが、これを撮られた時間帯が何時ですかというふうにお尋ねしたところ、10時ごろだというふうにおっしゃられていました。で、私があの場に行った時にも、朝方から降り続けていた雨なので、ずっと降り続けていて、このときぐらいにちょっと止んだかなという感じでありましたので、朝方5時半から6時くらいから降って、10時くらいにちょっと止んだかなという感じでした。

**森田浩文議員**

議長。

**森山林議長**

森田議員。

**森田浩文議員**

5時間程度の降水である状態になっているというふうを考えることができるんじゃないかと思うんですが、昨今の集中豪雨やゲリラ豪雨である程度の水が1時間、数十分で溜まることがあります。だから、こういったことが今後は発生する状況があるというふうなことをこれから加味していかないといけないんじゃないかなと思っております。で、牧瀬議員にお尋ねもう1点なんですが、この撮影をされていた際ですね、水が浸水したことで、エンストを起こしていたりとか、車の不具合が発生して交通できなくなっているような状態の車はどのくらいあったか、聞かれておりますでしょうか。

**牧瀬昭子議員**

はい。

**森山林議長**

牧瀬議員。

**牧瀬昭子議員**

全部の台数はすいません、申し上げられないんですけども、そうですね、この撮影された1年前がこの手前のアンダーパスのところに車が1台止まってしまって、命からがら逃げられたということはちょっと、見聞きしたところなんです。それと、私が真木町で商売をさせていただいているんですけど、17号線沿いで立ち往生された車が3台、そして、真木町の店の店先のところの道の一番高いところに止められた車が、4台位は4、5台はあったと思います。皆さん迂回してとにかく早く、逃げようという形で逃げてあったのを覚えています。

**森田浩文議員**

これは、執行部に対して質問することは可能ですか。

**森山林議長**

紹介議員だけ。

**森田浩文議員**

わかりました。

**森山林議長**

はい、ほかにございませんか。他にないようございますので、質疑を終了いたします。本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。これより、請願第1号について採決を行います。この請願は、挙手により採決を行います。請願第1号を採択することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[ 挙手少数 ]

挙手少数であります。よって、請願第1号、ごみ処理施設建設候補地に関する請願は、不採択とすることに決しました。

**森山林議長**

次に、請願第2号について質疑を進めたいと思います。請願第2号について質疑があれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようございますので、質疑を終了いたします。本案は、討論を省略し直ちに採決を行います。これより、請願第2号について採決を行います。この請願については、挙手により採決を行います。請願第2号を採択することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[ 挙手少数 ]

挙手少数であります。よって、請願第2号、原水を守るため次期ごみ処理施設予定地の変更を求める請願は不採択とすることに決しました。

**森山林議長**

次に、請願第3号について質疑のある方は、お願いいたします。

**中山五雄議員**

議長。

**森山林議長**

中山議員。

**中山五雄議員**

牧瀬議員にお尋ねしますが、真木町の合意だけで地元の合意が不十分と、安楽寺や小森野、あさひ新町、下野町の住民の合意を得られるよう請願すると書いてありますが、これは線引きはどっからどこまでの了解を取るようになっておりますか。

**牧瀬昭子議員**

はい。

**森山林議長**

牧瀬議員。

**牧瀬昭子議員**

請願人のほうからの地図を元にですが、やはり、濃度が1番高い落下地点が750メートル付近ということに環境アセスのほうにも謳われていますので、その周辺の住民には、最低でも合意を得る必要があるのではないかと申し上げます。

**中山五雄議員**

議長。

**森山林議長**

中山議員。

**中山五雄議員**

今、言われるのはちょっと曖昧で、やはり、合意を取るという線引きをきちっとやってですね、どこからどこまでを合意を取らないといけないという、そういう決まり事をしていかないと、これは、そこまでして道路から向こうから了解を取らなかったとか、いろいろ出てくるんじゃないかなと思いますけれども、そのへんの合意が、ただ、これもですね安楽寺とか小森野とか、あさひ新町とかこういうところが、1軒も了解を取っていないわけですか。

**牧瀬昭子議員**

はい。

**森山林議長**

牧瀬議員。

**牧瀬昭子議員**

説明会は行われていますが、合意というところはなされていないということです。

**中山五雄議員**

議長。

**森山林議長**

中山議員。

**中山五雄議員**

線引きも何もない、ただ単にここまでは、こうあれがというようなことを並べてもですね、私は前に進まないと思うしですね、きちんと線引きをして、ここからここまではどういう取り決めだとかそういう話をしていかないと、ただ単にここも、ここも、ここもとあげてですね、うちもこっこの町もやってくれよというような話になってくるんじゃないかと思います。そのへんが非常に曖昧じゃないかな。だから、さっきも言いましたけども、私たちが決めたわけじゃないですから、鳥栖市の皆さんで話を決めてこのテーブルに上げるべきじゃないかなと思いますけどね。ちょっと、これじゃあ、曖昧じゃないかななど。

**牧瀬昭子議員**

はい。

**森山林議長**

牧瀬議員。

**牧瀬昭子議員**

先ほども申し上げましたが、750mの付近の住民の方ということになりますので、この資料を制作されて引かれているというところです。それ以外のところに合意を求めているというわけではないというふうに、請願については。

**中山五雄議員**

議長。

**森山林議長**

中山議員。

**中山五雄議員**

ただ、それをしたら、その側からも出てくるんじゃないですか、というような話をしている訳です。もういいです。

**筒井佐千夫議員**

議長。

**森山林議長**

筒井議員。

**筒井佐千夫議員**

お尋ねしますけれども、この今、説明会がなされて同意というか取られたのは、真木町は取られていると。そこの地番に、要するに建設がなされるということでしょう。それで、それよりも近いところにほかの地区があるということで、そこのところからも同意、説明をすべきでしょうということで、ここを出されているわけですね。はい、わかりました。確認でした。

**樋口伸一郎議員**

議長。

**森山林議長**

樋口議員。

**樋口伸一郎議員**

今一度、確認ですけど、この3号に関しては、ちょっと、本当わかる部分もございまして、周辺の住民、町区を書いてあると思うんですけど、さらに、あさひ新町の横にもすぐ横にもですね、ここに載っていない、幸津町とか、儀徳町とか、そうしたところが隣接してあります。で、そのあたりの区長さんっていうのが、区長会の中に所属されてあるわけです。で、このあさひ新町の区長さん、町をひとつあげておられますけれど、さきほどありましたけれども、どこで基準を作るか、線引きをするかによっては、隣町にも入る可能性が出てくるわけですね。そしたらその隣町は、そこを全部反対なのかっていうところは、担保が取れないわけです。そこは、合意がある可能性があります。ですから、今、区長会としては要望書を出されてきているっていうのは、休憩時間中の報告であったんですが、その中にあさひ新町が含まれますし、どこで線引きするかによって今のご説明では、あさひ新町のほうが反対の方が多かったと。では、そのもう一つ先はどうなのかっていうところは、まだ、確認とか担保は取れていないので、そのあたりは、どのように確認をされておられますか。旭地区の事に関しては。

**牧瀬昭子議員**

はい。

**森山林議長**

牧瀬議員。

**牧瀬昭子議員**

旭地区でというわけでは、この請願の中身では含まれていなくて、もし、そのようなまわりの地区の方々からの声があればですが、そちらのほうからは、私は、請願人の方からもその旨は、お伝えいただいているので、そこは確認できていません。

**森山林議長**

ほかにございませんか。

**森田浩文議員**

議長。

**森山林議長**

森田議員。

**森田浩文議員**

お尋ねしますが、地元住民の合意というふうなことなんですけど、合意の内容ですね、そして、提案をした行政側の説明の内容、把握をされてますでしょうか。

**牧瀬昭子議員**

はい。

**森山林議長**

牧瀬議員。

**牧瀬昭子議員**

合意の文章自体は、真木町の方とのそうですね、説明会の内容とかというのは、議事録が残っていますので、その中で話し合いがどのように行われたかというのは、出てくるんですけども、ですが、開示請求しても、黒塗りにになっている部分がありまして、それをどのように真木町が申請を出されて、それを鳥栖市がどのように答えたのかというのは、その黒塗りの文書からは、わからない部分がたくさんありましたので、そこはちょっと承知していない部分があります。

**森田浩文議員**

議長。

**森山林議長**

森田議員。

**森田浩文議員**

私は、ある地元にお住まいの方に直接お話を、本件っていうわけではないんですけど、直接、お話を聞く機会があったんですよ。その中で、説明の中で水害等が発生した場合ですね、この予定ごみ処理施設が避難所になりますよというふうな説明がなされたというふうなことがあったらしいですが、それはご存じでしょうか。

**牧瀬昭子議員**

はい。

**森山林議長**

牧瀬議員。

**牧瀬昭子議員**



はい、そのように伺っております、その周辺の住民の方々は、ぜひご利用いただければと、強靱なものをつくりますので、という説明がありまして、それが何人なのかっていうところが、把握できなかったんですが、事業所に対する質問への答えに対して、40名を想定しているということだったので、40名っていうのは、周辺の自治体からすると、とても誰が入るのか分からないぐらい少ない人数だというふうに聞いております。

**森田浩文議員**

議長。

**森山林議長**

森田議員。

**森田浩文議員**

昨年の集中豪雨ではですね、大町町のほうですね、病院が孤立して幸い病院だったんで、最低限の食料等ありましたし、いろんな機材もあったと、自家発電もできたということで、最悪の事態を逃れたんじゃないかと思うんですが、このごみ処理施設はですね、避難所として孤立するような可能性に対しての説明をなされたのかというふうなことまで把握されていますでしょうか。

**牧瀬昭子議員**

はい。

**森山林議長**

牧瀬議員。

**牧瀬昭子議員**

孤立するでしょうということで皆さん説明会のときも、どうやって行くのというふうに、まず、どのような経路でどうゆうふうなタイミングで出たらいいかが分からないということで、しかも、危ないほうに向かって、誰もそっちのほうに行きたがらないということ、口々に説明の中では漏らしておられました。

**森田浩文議員**

議長。

**森山林議長**

森田議員。

**森田浩文議員**

避難所となり得るっていうふうなことは、地元の住民の方々は、疑問視されているということでしょうかね。

**牧瀬昭子議員**

はい。

**森山林議長**

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。本案は、討論を省略して、直ちに採決を行います。これ

より、請願第3号について採決を行います。この請願は、挙手により採決を行います。請願第3号を採択することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[ 挙手少数 ]

挙手少数であります。よって、請願第3号、ごみ処理施設建設候補地の建設合意を求める請願は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第4号、ごみ処理施設建設候補地の再評価を求める請願について、ご質疑を受けたいと思います。質疑がある方は。

**中野均議員**

議長。

**森山林議長**

中野議員。

**中野均議員**

請願の中で、3ページの中に競馬場用地について、鳥栖市案と小森野地区の案が出ております。評価されておられますけども、現在、競馬場用地の所にそういった建設予定地の用地が、当時はあったかもわからないかもしれませんが、今、そういう場所があるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思えますけれども。

**牧瀬昭子議員**

はい。

**森山林議長**

牧瀬議員。

**牧瀬昭子議員**

今、競馬場はこちらにありまして、道を挟んでこちらのほうが競馬場の南側の地区ということなんです。入って左側にグラウンドに今、使われているところがあります。競馬場の方にお伺いいたしますと、1年契約で更新されているということで、利用されているとのことでした。その向かって右側の所が、段差はありますけども、広い敷地になっていまして、木に囲まれた敷地というところで、写真をお見せすればよかったですけども、そのような形です。

**中野均議員**

議長。

**森山林議長**

中野議員。

**中野均議員**

今、説明されたその用地は、借りてあるところはどこが事業主体が借りてあるかどうかと、その用地が現在、民地であるのか、佐賀県の競馬組合所有なのか、そのへんについてはどうなっておりますか。

**牧瀬昭子議員**

はい。

**森山林議長**

牧瀬議員。

**牧瀬昭子議員**

グラウンドを借りてあるところは、篠原建設さんがグラウンドとして借りられています。そして、競馬場組合のほうの敷地ということになっています。

**中野均議員**

議長。

**森山林議長**

中野議員。

**中野均議員**

そうしますと、民間の方が借りられてあるということになりますと、例えば、その場所を変えても、その人たちの同意が得られないと、なかなか進んでいけないということになるんじゃないかと、私は思うわけですよ。だから、スタートからすると、先ほど、管理者が説明されたとおり、例えば8年かかるという話をされておられましたので、候補地自体はここがいいかもと私は理解できます。しかし、実際に実行する段階になると、可能かどうかという疑問を私は持つわけですよ。それだけは言うておきます。

**牧瀬昭子議員**

はい。

**森山林議長**

牧瀬議員。

**牧瀬昭子議員**

環境アセス自体に先ほど、鳥栖市長のほうから説明がありましたけど、環境アセスに3年半から4年ぐらいかかるだろうという話がありました。ただ、環境アセスがいない燃やさない処理施設っていうのがありまして、それとの検討がなされたのかなっていうのは、私としては、とても疑問でそういったものを検討したうえで、ちゃんとそこに建てられるのかどうかも踏まえて、そして、費用対効果も含めて全部情報を提示していただきたいというのが、私の思いでありました。そこはまだ提示はされておられません。

**中野均議員**

議長。

**森山林議長**

中野議員。

**中野均議員**

環境影響調査については、佐賀県の条例に定めがあり、特定施設についてはどうしてもしないといけないようになっている訳ですよ。ただ、燃やさないからしないでもいいという問題ではないんですよ。だから、評価としては、せざるを得ないと思うわけですよ。確か、条例の何条かに書いてありますけど、そういうことで特定施設については、佐賀県が環境影響評価条例の施行規則の中にも書いてあるわけですよ。だから、それを燃やさないからなくていいという問題ではないんですよ。これは言うておきます。

**森山林議長**

ほかにありませんか。

**筒井佐千夫議員**

議長。

**森山林議長。**

筒井議員。

**筒井佐千夫議員**

確認ですけど、私たちがここに入る前にこの場所がもう決定され、真木町のほうにですね。それで、一応、この競馬場のところの地区においては、地区からの要望書かなんか出されたと、誘致のですね。そのへんの経緯について何か知っておられることについて、報告をお願いしたいんですけども。

**牧瀬昭子議員**

はい。

**森山林議長**

牧瀬議員。

**牧瀬昭子議員**

私も、聞いた話ですし、文書が残っているんですけども、区長会のほうから真木町が決定したあとに、こちらのほうに用地を持ってきてくださいということで、申入れがあったということで、先に、鳥栖市長のほうからも管理者のほうからも説明があったとおりでんですけども、その中で、どちらにするかっていうのを評価したうえで、結局、経済性の問題ですとか、その用地取得に関してとかいうことで、競馬場のところではなく、真木町のほうに決まったということです。地元の方たちにどのように話をしていたかっていうことについては、承知ができていません。その文書が来たというところまでしか、私は申し上げられません。申し訳ないのですが。

**樋口伸一郎議員**

議長。

**森山林議長**

樋口議員。

**樋口伸一郎議員**

補足と言いますか、私の見解としては、候補地の選定に至る段階で区長会、旭地区の14町区を含む区長会の区長さん方から全員の署名付で是非、うちの町にという要望が出ています。ただ、当時の執行部のほうのご回答としては、真木町のほうに、内容はともかく真木町のほうに決定をいたしますので、区長会の要望については、お気持ちだけというか、決定をしなかったと。で、真木町に決定したものというふうに考えているんですけども、現在ですね、競馬場用地の裏のほうも、これは質問ですけども、子供たちとかが野球をやっている子供たちがグラウンドを建ててですね、そこにグラウンドで、地域の少年野球とかそういう野球団体さんとか、さまざまな市外、市内からのですねスポーツ団体さんとかも来られて、運動するような広場をつくられています。どこの場所という断定はできないですけど、仮にそういう場所とかをごみ処理場を建てることに活用ができたとして、建てること仮定したときには、奪い

取られたような形になるんですよね。住民理解という意味合いではですね。

そこで、ちょっとお尋ねとしては、この競馬場用地というのは、江島町っていうところになります。江島町もこの旭地区の区長会の14町区に入っているんですが、住民理解はまず、大前提として使える、使えないというふうに流れていくかと思うんですね。ですから、牧瀬議員に聞きたいのは、江島町の区長さんはもう、当時の区長さんから代わられていて、新しい区長さんになられてですね、住民の理解を得ることができないというふうに私は、聞き及んでいるんですけど、江島町のほうの町のご理解というのはどのあたりまでご認識されておられるか。

**牧瀬昭子議員**

はい。

**森山林議長**

牧瀬議員。

**牧瀬昭子議員**

内容的に、鳥栖市自体がどういう流れで持っていくのか、組合としてどういうふうな立場でいるのかっていう、ストレートな話を持ってこない限り、住民にも会にも諮ることができないので、そこを精査したうえで、持って来てもらわないと、どうしようもないという話までしか聞いていません。なので、真木町がだめになったとか、ここに造りたいとかという話を直接的に持って行かない限りはそういった話がスタートできないので、もう、そもそもそれを私が交渉するということは、まず、できないので、そこがはっきりした段階で、鳥栖市なり議会なり組合なりっていうのが持って行かない限りは、そこは、スタートできないし、先方にも会議にかけることができないということは言われています。

**樋口伸一郎議員**

議長。

**森山林議長**

樋口議員。

**樋口伸一郎議員**

ということは、今は、理解が取れているのか取れていないのかは分からないが、今後の方針によって理解を取るべきであるというふうに考えてあるというふうに解釈するんですけど、であれば、先ほど細かい説明にもあったように、制約上の時間とか、そうした中でやっていくっていうところに他市町に対する影響がものすごくあるので、請願に具体的な場所を書いてそこに移動してほしいというふうな請願、文面に関しては、そこはある程度の住民理解とかそういうものが担保にないと、まだ請願を認めることについては、競馬場用地に動かせるっていう期待を与えてしまうというふうに、私は考えますが。いかがですか。そこには、動かせる担保がないので、動かさないというふうに申し上げたいのですが。

**牧瀬昭子議員**

はい。

**森山林議長**

牧瀬議員。

**牧瀬昭子議員**

なので、執行権がないので。担保を取るためにも実務として、ここにほんとに移せるのか、だから私も軽々しくここに移したいと思えますとか、言えないんですね。私ができる範疇を超えてしまっているので、請願者の方もそこは超えてしまっている。

#### 森山林議長

ほかにございませんか。

#### 松信彰文議員

議長。

#### 森山林議長

松信議員。

#### 松信彰文議員

みやき町の松信と申します。牧瀬議員さんが、一生懸命努力をされたと、予定地変更に関して。ということは、十分認識しております。ただ、私が思いますに、鳥栖市の現在のこの真木町の場所ってというのは、鳥栖市全体で言えば、川の下流に位置して低湿地ですね。上流で流れた川が、全部ここに流れてくるということですね。そのために従来、今まで、下水道関係とかごみ処理関係とか、そういうことに使用されてきたわけですよ。そこに4.2haの用地を、当初確定された。で、進めてきたところが不純物が出てきて1.7haに縮小された。だから、その1.7haに縮小された時点で、競馬場の用地と比較した場合、牧瀬さんがおっしゃっているように、競馬場のほうの点数が上になるんですよ、ということをおっしゃっているわけですよ。ただ、一方ではですね、もう令和6年の4月までに4年しかないんですよ。そうすると、執行部のご説明によると建物を建てるのに3年半かかるということですね。それと、私、今話を伺っていると、その競馬場敷地に借地されているから、その用地の取得等については、それ相応の時間と費用がかかるだろう、というふうなことですよね。ですから、私どもみやき町としては、なんとしても令和6年4月1日に鳥栖市の施設を稼働していただきたい、ということが願いなんです。ですから、私は、もう他の候補地を選定する時間はないと。そしてまた、他の候補地を選定しても、これ以上の反対が出てくる可能性がある。競馬場用地も今は、福祉施設とかレストラン関係とか、徐々に徐々にできてきております。病院もね。ですから、私は、ここ以上の反対は必ず出てくるという予測をしているわけですよ。ですから、今、執行部がおっしゃるように立派な施設をつくっていただいて、各年度5億、10億の、この区長さんたちが書いておられるように、浸水対策、防災対策、堤防強化推進こういうものに、年間に鳥栖市の財源であれば、年間10億くらいいいでしょうもん。それを5年すれば50億です。そういう形で環境整備をしていただいて、そして、他に誇れる立派な施設をつくっていただきたい。もう、後戻りはできないですよ、ということを私は、みやき町の議員として申し上げたいんです。もう、みやき町の住民は、令和5年度の3月31日までこの施設は、ここにあるんだけど、あとは、鳥栖に行きますよという広報がされているわけなんです。そして、我々も議会でそういう事実を踏まえて審議をしているんですよ。だから、今、私が牧瀬さんに言いたいのは、もう少し早く何とかならなかったのかっていうね、ぎりぎり今になって言われてもなってしまうのが、私も困るわけですね。ですから、旭地区の区長会さんたちから出されている、今まで地域の再開発が遅れているんだと、だから、この施設をスタートラインにして、鳥栖市においては、十分に環境改善、そういうのを進

めてこの施設を拠点に立派にやってくださいと。私、ここを来ていたら道路も広がっているでしょう。広くされているでしょう、橋の向こう。だから、道路の拡幅ももう着手されているんだなというふうに思って来たんですよ。だから、河川についても鳥栖市の地元の方だったら、ここが一番弱いところはここだろう、浸水しているというのはわかるでしょうもん。それは、鳥栖市の立派な庁舎を造らないで環境改善にもっと、年間10億なら10億使っていただいて、そして、地元の方々にやっぱりよかったなど、地域環境もよくなったじゃないかというような形で、私は、前向きに解決をして行っていただきたいということを、みやき町民になりかわってお願いいたします。以上です。

**牧瀬昭子議員**

はい。

**森山林議長**

牧瀬議員。

**牧瀬昭子議員**

反問権がないですので、独り言になってしまうかもしれませんが、平成28年6月の時点でハザードマップが変更になったわけですよ。その時点で、鳥栖市のほうからこの場所っていうのは、このピンクの地帯になっているんですよということを、きちっと説明があつて、こんなまずいところなのかと、まだ浸かってはいいけれども、そのあとにまたここは水に浸かるとばいねと、というのをハザードマップをもらった住民の人たちが、あら、こんなに浸かってしまう地域なのねと思って、実際に浸かったうえで、ここは、本当に私もほんと遅くなって申しわけなかったと思います。実際に道路が浸かってみて、やはりわかったことはたくさんあつて、みやき町さんに大変お世話になったんですよ。ごみを処理するときに私たちのごみをいっぱい持って行かせてもらいました。この増えたごみは、私たちのごみだなと思いつつ、本当に申し訳なかったと思います。ただ、その分、鳥栖の住民の人たちが、本当に私たちが真木町が浸かったみたいに皆さんが知っているかといったら、知らないんですよ。で、神埼も吉野ヶ里もみやき町さんも上峰さんも神埼市さんも皆、浸かっていないのに浸かっている場所に持っていかなくちゃいけないとなると、それは、本当にその30年間使っていくってことはですよ、使用していくってことなのに、この申し訳ないんですけども、この3、4年の時間っていうのを、どういふふうを考えるのか、費用対効果としてどのように考えるか、鳥栖市自体50億をかけて町を整備しますというのを、どーんと言ってくれば、それは皆さん安心されると思います。だけど、今の時点でそんな話が出てきていないわけですから、要望してもなされるかどうか不明なわけですよ。

**松信彰文議員**

ですから。はい。

**森山林議長**

松信議員。

**松信彰文議員**

ですから、いいですか。この旭地区の区長会さんからですね、ここを拠点にして今まで要望してきたのは、全然できてないと。だから、ここの施設を拠点にして改善に鋭意努力されたいということで、これも要望書でしょ。これが出ているやないですか。だから、年間に5億、10億使えば5年それを継続

していけば、見違えるようになりますって。みやき町の今の施設も山だったんですよ。こんなに立派になったじゃないですか。それを鳥栖市で執行部、議会ともども相携えてやっていただきたいと。で、道路の拡張するように橋の向こうになっているじゃないですか。17号線ですか。だから私は、意思表示をされているんだなと思って今日来たんですよ。牧瀬さん、もう時間がないんですよ。時間が。違うところと言っても、これ以上の反対が出てくる可能性もあるんですよ。鳥栖市で整備されるんですよ。以上です。

**森山林議長**

はい、いいでしょうか。

**松信彰文議員**

議長。

**森山林議長**

松信議員。

**松信彰文議員**

最後に一言。現状は変えられます。人間の英知で。私は、それを鳥栖市にお願いをしたい。以上です。

**森山林議長**

質疑を終了いたします。本案は、討論を省略し直ちに採決を行います。これより、請願第4号について採決を行います。この請願は、挙手により採決を行います。請願第4号を採択することに、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[ 挙手少数 ]

挙手少数であります。よって、請願第4号、ごみ処理施設建設候補地の再評価を求める請願は、不採択とすることに決しました。

**樋口伸一郎議員**

議長。

**森山林議長**

樋口議員。

**樋口伸一郎議員**

ただいまの請願に対する採決としましては、この趣旨に賛同できる部分もあるかもしれませんが、結果、不採択ということになりました。で、その大きな要因は、やっぱり、協定等の時間的な制約があること。また、鳥栖市に対して、旭地区の14町区を含む区長会からの要望書からも、まずは、住民理解が大前提とされる競馬場用地を含む新たな用地、予定地の選定ができないということ、そうしたさまざまな理由からだと考えます。これらを踏まえてなんですが、次期ごみ処理施設建設に関連していく予算を含む議案第6号、令和2年度佐賀県東部環境施設組合一般会計予算の審議に臨むわけですが、時間や新しい土地ももう可能性はゼロ。ないと断言をされた中で、議会としても本議案の採決に関する選択肢は施設自体はですね、絶対に必要とされる次期ごみ処理施設でもあることから、議会としても無責任な判断はできないため、限られたものとなってしまったのではないかと、というふうに考えております。また、鳥栖市としてもこれ以上、曖昧な状況を維持しながら、他市町への不安や悪影響を、これ以上及



ぼしてもいかないのではないかと、というふうにも考えております。つきましては、議案第6号を審議する前に、次期ごみ処理施設建設関連予算の執行に対する決議案とさせていただきますして、決議案を提出させていただきたいと思っておりますので、ただちに日程を追加させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

**田中俊彦議員**

はい。

**森山林議長**

田中議員。

**田中俊彦議員**

今、ご説明いただきましたけれども、よく理解できません。

**森山林議長**

確認のため、ここで休憩をいたします。

～～～ 休憩 ～～～

**森山林議長**

再開いたします。

お諮りいたします。ただいま、次期ごみ処理施設関連予算の執行に対する決議案が提出されましたので、日程に追加して、ただちに議題とすることにご異議ありませんか。

**森田浩文議員**

議長。

**森山林議長**

森田議員。

**森田浩文議員**

あくまで、先ほど、末安副管理者もおっしゃられてありましたし、みやき町の議員さんたちもおっしゃられていたんですけども、あくまで私たちは鳥栖のほうで、施設の用地のほうは用意するからというお膳立てのもとに、この議論が始まっているはずなんですよ。で、今までずっとここは鳥栖市議会の中でも、十分に話が熟慮された状態でないものも持ち上げられてきていますし、そのテーブルに載せられても、非常にやっぱり皆さん困っていらっしゃると思うんですよ。で、この決議案の中で、建設予定地も載っていますけど、この建設予定地の議論はですね、ここでしていく話なんでしょうかね。これは、あくまで鳥栖市議会のほうで決めていただいたものが、この組合議会に上程されてくることになるんじゃないでしょうかね。私は、事の経緯っていうか流れを聞いてくる中で、そのように認識をしておりますので、あくまで先ほど、吉野ヶ里町としては用地変更っていうことに関しては、請願に手を上げさせていただいたんですけど、あくまで予定地とか用地の変更をこの組合議会で決めるものなのか、あくまで鳥栖市議会で決めていただく話の前提でこの議論があると思うんで、ちょっとこの決議案に対しては文言の不備が私はあると思いますし、ここに載っている表現は、これは前提のことだと思うんで

すよね。前提のことを今さらここで決議することもないでしょうし、これは当然のことに努めていただいたうえで、予定地は間違いないものとして、組合議会に上げていただく必要が私はあると思うんですけど、いかがでしょうかね。

**森山林議長**

今の森田議員の事について、皆さん何かありましたらお願いいたします。

**松信彰文議員**

議長。

**森山林議長**

松信議員。

**松信彰文議員**

ですから、旭地区の区長会さんから出てきた要望書を、執行部がきっちりと腹に収めていただいて、事業の推進を図っていくと、国県も含めてですね、それでいいでしょう。で、我々は、敷地の中の分だけの事を一生懸命審議すればいいわけですよ。事業の運営と。

**森山林議長**

ですから、先ほどお諮りいたしましたように、これについて賛成なのか、異議ありなのかで出していただければ採決を採りますので。先ほど、休憩中にお話をしたとおり。

**松信彰文議員**

私は、わざわざ必要ないと思うんですがね。ここの要望書に書いてあるんじゃないですか、旭地区区長会に。

**樋口伸一郎議員**

議長。

**森山林議長**

樋口議員。

**樋口伸一郎議員**

おっしゃるように、要望書に書いてあるようなことの後づけみたいな感じになるかもしれないんですけど、やっぱり、要望書プラス議会からの意思としても、何か残せたらなというように思っているんですけども。で、やっぱり、予定地も出たんですけど、予定地、建設の現在地が水害のリスクが想定されているっていうところ、その対策対応が書かれてあるので、そうしたことをしっかり行いながら、進めていただきたいということなんですけど、まず、この決議を本当に皆さん方の採決によっていいと思いますので、お諮りいただけないかなというふうには思っているんですが、いかがでしょうか。まず、議題として、必要ある、ないところからですね。お諮りいただければと思うんですけども。

**田中俊彦議員**

議長。

**森山林議長**

田中議員。

**田中俊彦議員**

例えば、諮っていただいて否決されたらどうなっているんですか。

**森山林議長**

それはそれで、この中で。一応、4人の署名で出ていますので、ですから先ほど言いましたように一応、お諮りをいたしましたので、異議ありであれば異議ありという事でおっしゃっていただければ諮りますので。

議事進行してまいりますので、まずはこれについて、異議があるということであった場合は、異議ありという事で発してください。それでは、これを採決にかけますので。

**中山五雄議員**

議長。

**森山林議長**

中山議員。

**中山五雄議員**

この件についてはですね、いろんな、まだまだ問題点がいっぱいあると思うんですよね。それで、負担金関係もこれはもう、大変大事な問題であって、だからその辺もあるからですね。ここで決議案で、はいわかりました、了解しましたということ言うたら、あとは何も言えなくなるんじゃないかなと。だから、そういうことではですね、平等性に欠けているんじゃないかなと。あまり鳥栖だけで、ああだ、こうだと言われてもですね、これはある程度の事が進んで決めるべきことが多いんじゃないですか。それをこの議会にかけてですね、先ほどからいっぱい出ていますけれどもね、これには決議案は今、出すべきでないと思うんですよね。鳥栖が全ての負担金をここでこうやるからいいですよ。あなたたちの負担金は1円も増えませんよって、市長さんが言われるなら構いませんよ。そういうことはないでしょう。だからもう、これは決を採ってください。

**森山林議長**

決を採りますので、異議がある場合だったら、決を採りますので賛成少数であれば、否決いたしますので。ですので、今はそちらのほうで進行しておりますので。ですから、先ほど言いましたとおりの諮りを。

**森田浩文議員**

議長。

**森山林議長**

森田議員。

**森田浩文議員**

ちょっとお尋ねしていいのでしょうか。すいません。仮に、今後、用地を新しく取得する可能性があった場合、仮の話です。そしたらこの決議案を、これどなたに聞いたらいいのか私は分からないんですけど、この決議案が仮に決議された場合ですね、ただ、用地取得に関する責任というのは、この組合議会が持つ必要になると思うんですよね。新しい、今、いろんな用地案が出ていると思うんですけど、この書面でいけば、組合議会が用地取得に対して決議することになると私は思いますけど、どんなでしょうか。いいですか。

**樋口伸一郎議員**

議長。

**森山林議長**

樋口議員。

**樋口伸一郎議員**

この決議は、そういう可能性がゼロだと断言されているというところでの、現施設でしか進めることができないといううえでの現在地です。ですから、そこをまだ選択肢が今からでも可能性があるということであれば、管理者のほうから言っていたきたいし、管理者の方がいないという断言をされたという前提からこの決議案を書いている。

**森田浩文議員**

議長。

**森山林議長**

森田議員。

**森田浩文議員**

そしたらですね、すいません。本当は、予算の中でちょっと質問しようかなと思っっていることなんですけど、リサイクル施設の建設をもともと考えてあったと思うんですよ。で、そのリサイクル施設が、もともとと同じ施設、敷地内に来る予定が、有害物質が出てきたからそれがなしになったと。今後、この計画の中で、リサイクル施設をまた別に、ちょっと前の話では、新しい用地を求めていくみたいな話を、私は聞き覚えがあるんですよ。もし、そういったことになった場合、新しい用地の取得がこの組合議会でもっていく必要が出てくると思うんですよ。もしくは、鳥栖市議会のほうで、リサイクル施設の用地を取得していただいて、組合に出していただくのかそこらへんが私も、ちょっと不透明な状態になっているのかなと思いますので、この決議案は申し訳ないのですが、リサイクル施設にも波及してくる可能性があるんじゃないのかなと、私は思っているんですが、いかがでしょうか。どなたがお答えいただくのか分からないんですけども。

**樋口伸一郎議員**

議長。

**森山林議長**

樋口議員。

**樋口伸一郎議員**

この決議はもう、リサイクルプラザを含まないごみ処理施設、焼却施設の建設関連予算です。

もうひとついいですか、議長。

**森山林議長**

樋口議員。

**樋口伸一郎議員**

逆に今、中山議員のほうからもおっしゃったんですけども、これがあるから何も言えなくなるというものではなく、逆に、これがあるから、こうしたことをちゃんとやっているんですか、って言えるよう



案の説明を求めます。

**吉田忠典事務局長**

議長。

**森山林議長**

吉田事務局長。

**吉田忠典事務局長**

ただいま、議題となりました議案第6号、令和2年度佐賀県東部環境施設組合一般会計予算について、ご説明いたします。別冊となっております、令和2年佐賀県東部環境施設組合一般会計予算書及び議案概要の25ページをお開きいただきたいと思います。予算書の1ページ目でございますが、令和2年度の歳入歳出予算総額は、それぞれ2億2,211万6千円となっております。対前年比で歳入、歳出とも3,060万3千円の増となっております。また、予算書4ページに記載しているとおり、環境影響評価事後調査業務（工事実施時）とごみ処理施設整備事業に係る設計・施工監理業務の2本の債務負担行為の設定をお願いしております。それでは、歳入、歳出の明細につきまして、主なものをご説明いたします。予算書の7ページ目をお願いいたします。まず、歳入でございますが、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金、節1負担金につきましては、各市町からの負担金でございまして、それぞれの構成市町の負担金額につきましては、予算書説明欄に記載をしております。また、令和2年度の負担金総額については、2億1,897万千円を計上しております。対前年比3,376万8千円の増となっております。なお、負担金の算定方法につきましては、議案概要の25ページ、令和2年度佐賀県東部環境施設組合予算概要の歳入欄の下に記載しております、「(負担金収入積算表)」をご覧くださいと思います。次に、予算書に戻りまして、款2国庫支出金、項1国庫補助金、目1衛生費国庫補助金、節1清掃費国庫補助金でございますが、循環型社会形成推進交付金の対象事業費943万円の3分の1の補助率での計上となっております。令和2年度の予算額は、314万2千円で、対前年比で316万5千円の減となっております。次に、款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金につきましては、千円の頭出しとなっております。前年と同額でございます。次に、款4諸収入、項1組合預金利子、目1組合預金利子、節1組合預金利子につきましては、頭出しの千円。同じく、項2雑入、目1雑入、節1雑入につきましても、同様に千円を計上しており、諸収入の合計は、2千円と前年と同額でございます。次に、歳出につきまして、ご説明をいたします。歳出明細につきましては、予算書の9ページ目以降をお願いいたします。款1議会費、項1議会費、目1議会費につきましては、225万2千円を計上しており、対前年比170万8千円の増となっております。増額の理由といたしましては、節8旅費の費用弁償の増となっております。本年5月の事業者決定から、8月に予定をしております建設工事契約の議決に向け、選定をされました処理方式と同様の最新の施設の視察の予定をしております。運営や災害対策等の見識等を高めていただきたいと思いますと考えてございまして、その費用を計上しているところでございます。次に、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、組合運営に関する経常的な経費のほか、事業者選定委員会に関する経費や臨時嘱託職員に代わる会計年度任用職員の経費等を計上をしております。歳出予算額は1億5,546万5千円となり、対前年比で636万3千円の増となっております。歳出の主なものといたしましては、節1報酬につきましては、

会計年度任用職員報酬を計上しておりますが、これは、前年度まで節7の賃金に計上をしていたものでございます。節3職員手当等のうち、時間外勤務手当につきましては、令和元年度、今年度の見込相当分を計上しております。また、会計年度任用職員の期末手当についても、計上をしているところでございます。10ページにまいりまして、節8旅費につきましては、会計年度任用職員の通勤手当に相当する費用弁償のほか、議会費でも述べましたように、事業者決定から仮契約の締結、契約の議決、実施設計着手とごみ処理施設の建設に向けて進んでいくこととなりますが、選定された処理方式が同じ最新の施設の視察の費用を計上いたしまして、正副管理者や構成市町担当者等により、建設や運営に関する事例のほか、災害対策等について見識を深めていきたいと考えております。節17備品購入費につきましては、今後の説明会等に必要なプロジェクターやパソコン等の購入経費でございます。11ページに行きまして、節18負担金補助及び交付金につきましては、建設協力金として、鳥栖市以外の1市3町で負担し、鳥栖市に1億円を支払うこととしているほか、2段目の派遣職員負担金として鳥栖市、神埼市、みやき町からそれぞれ派遣をされております組合派遣職員の人件費を派遣元の自治体に支払うこととしております。次に、項2監査委員費、目1監査委員費につきましては、予算額4万4千円、対前年比で3万7千円の減となっております。減額の理由といたしましては、令和元年度、今年度につきましては、住民監査請求等の対応を考慮しておりましたけれども、来年度は、令和元年度、今年度の実績見込相当額を計上しております。次に、款3衛生費、項1清掃費、目1施設建設費につきましては、議案概要の26ページを併せてご覧いただきたいと思っております。予算額6,135万5千円を計上しております。対前年比で、2,256万9千円の増となっております。議案概要の26ページ目以降をご覧いただきたいと思っております。令和2年度に実施いたします建設関連事業といたしましては、(1)循環型交付金事業計画支援業務委託料でございますが、これが国からの補助金でございます循環型社会形成推進交付金の対象事業として、①環境影響評価業務と②事業者選定アドバイザー業務の2本を昨年度に引き続き、実施を考えております。①環境影響評価業務の令和2年度の内容につきましては、今年度、令和元年度に作成しました環境影響評価準備書に対し述べられました、知事意見等に対する事業者の見解や対策を盛り込みました、環境影響評価書を作成いたします。これで、平成28年度から作成をしてきました配慮書、方法書、準備書を経て評価書の作成と公表によりまして、建設前の一連の環境アセスメントの手続が終了いたします。もう一つの交付金対象事業でございます②事業者選定アドバイザー業務につきましても、令和元年度に引き続き、実施をするところでございます。令和2年度は、いよいよ事業者の選定となることから、委員会の開催支援をはじめ、事業者の決定や契約等の業務を支援していただくというように考えております。次に、(2)建設関連調査業務委託料でございますが、①環境影響評価事後調査業務(工事実施時)につきましては、環境影響評価に関し、工事期間中の評価結果の検証や建設地やその周辺の環境保全のための措置の確認を環境影響評価書に記載しました事後調査計画に沿って実施をしていきます。調査期間は、工事期間中となるために、令和2年度から令和5年度までとなることから、債務負担行為の設定をいたします。令和2年度は、310万円、令和3年度以降は、1,670万円の合計1,980万円の事業費としております。次に、概要の最後のページ27ページでございますが、②循環型社会形成推進地域計画及び一般廃棄物処理基本計画作成業務につきましては、循環型社会形成推進交付金の交付要件でございます、第2期循環型社会形成推進地域計画を作成するものでございます。

これまで、第1期地域計画は、平成28年度から令和2年度まで、第2期は、令和3年度から令和7年度までの計画となるものでございます。従いまして、第2期計画といたしまして、令和2年度に策定をするものでございます。また、この地域計画のもとになります構成市町のごみ処理量や人口推計、各種政策を盛り込みました一般廃棄物ごみ処理基本計画の見直しも併せて行いたいと考えております。次に、(3)でございます建設関連業務のうち、①ごみ処理施設整備事業に係る設計・施工監理業務につきましては、事業者が決定したあとに新ごみ処理施設の設計施工に着手していくということになりますが、その監理業務を実施をするものでございます。まず、設計監理におきましては、組合が示しました要求水準書や事業者が提案をいたしました技術提案書の内容が設計に確実に反映をされているのか審査、確認を行います。また、工事監理におきましては、要求水準書や技術提案書、さらには、実施設計どおりに工事が進んでいるのかを常に審査をしていきます。さらに、運営事業者から提出される運転マニュアルや保全計画等の書類の審査も行います。これらは、建設期間中に実施することから、これも債務負担行為の設定をさせていただきたいと考えております。令和2年度は、2,700万円、令和3年度以降は、1億7,100万円の合計1億9,800万円の事業費ということで考えております。次に、②の建設関係届出書類作成業務につきましては、土壌対策汚染法におきましては、工事着工前に届出をする必要がございますが、本予定地では、これまで県との協議で、事前の調整が要請をされており、これまで4.2ha全体で、土壌汚染の調査を実施してまいりました。今回は、予定地でございます北西部における調査について、その調査結果を整理いたしまして、土壌汚染対策法の届出に添付をする調査報告書を作成するものでございます。次に、最後でございますが、(4)技術支援業務委託につきましては、ごみ処理施設は、高度な専門知識と豊富な経験を必要とするものでございますが、20年から30年に一度の大事業であることから、建設事業に精通をした職員を確保することが非常に困難でございますので、現在のマンパワーで不足する専門的知識を補うということで、事業の品質の確保や円滑な事業推進を図るものとして、経験豊富な外部の専門業者に技術的な支援をいただくものでございます。予算書の12ページのほうに戻っていただきまして、最後、款4予備費、項1予備費、目1予備費につきましては、前年度同額300万円を計上しているところです。以上、令和2年度の当初予算案のご説明でございました。

#### **森山林議長**

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

#### **中山五雄議員**

議長。

#### **森山林議長**

中山議員。

#### **中山五雄議員**

予算書の11ページ。款の衛生費、目の施設建設費、説明の欄の建設関連調査業務委託料、それと建設関連業務委託料これの内容説明をお願いいたします。

#### **吉田忠典事務局長**

議長。

#### **森山林議長**



吉田事務局長。

**吉田忠典事務局長**

まず、建設関連調査業務委託料1,275万8千円につきましては、2つの事業を計上しております。詳細につきましては、議案概要の26ページの下の方、そして、27ページの上の方にまたがっておりますけれども、一つは、環境影響評価事後調査業務ということで、環境影響評価書を令和2年度に作成いたしますが、そこに記載をいたしました環境影響評価の事後調査を実施するものでございます。令和2年度から令和5年度まで、工事期間中、環境に及ぼす影響を騒音とか、振動とか、大気の状態とか、そういったもののモニタリング等を行うものでございます。続きまして、議案概要の27ページの上の方でございます。社会形成推進地域計画及び一般廃棄物処理基本計画作成業務につきましては、循環型社会形成推進交付金、国の補助金でございます、それをもらうために必要な計画でございます地域計画、そして、法律で定められた計画でございます、一般廃棄物処理基本計画の策定をするものでございます。この2つにつきましては、ごみ処理量と密接に関係しておりますので、合わせたところで発注を考えているところでございます。そして、建設関連業務委託料2,900万円でございますが、この内容につきましては、これも大きく2本でございます。まず、一つ目がごみ処理施設整備事業に係る設計・施工監理業務ということで、2,700万円を上げております。この設計・施工監理業務につきましては、次期ごみ処理施設の業者が今年の5月に決定をする予定でございます。そして、8月の定例会におきまして、建設の契約の承認をいただこうと考えておりますので、それ以降、発注する業務でございますが、設計及び施工が、私どものほうで作成いたしました要求水準、あるいは、事業者の方が自ら提案をしてきた技術提案書、そういったものにきちんと沿っているのかどうか、それをしっかりと監理をしていくようにということで、令和2年度は2,700万円を計上をしているところでございます。なお、この業務につきましては、建設期間中ずっと続きますので、令和3年度から令和5年度までの3年間の債務負担行為を上げさせていただいているということでございます。もう一つ、建設関連業務委託料につきましては、建設関係届出書類作成業務に200万円を計上しているところでございます。この業務につきましては、着工前に土壌汚染対策の調査を行う必要がございます、その調査につきましては、これまで実施をしてきたところでございますので、今回、北西部の1.7haのところの土壌調査につきまして整備をしたところで、着工届のほうに添付をしていく調査報告書を作成するという業務でございます。以上でございます。

**中山五雄議員**

はい、わかりました。

**森山林議長**

ほかにございませんか。

**中野均議員**

議長。

**森山林議長**

中野議員。

**中野均議員**

議案概要の26ページの中に、環境影響評価事後調査表の中で記入されておりますけども、その中で、準備書、評価準備書を出されて佐賀県と協議されていると思いますけど、その中では、事後調査計画書の工事中の中で、10-5ページですけど、工事期間中の発生源の強度確認調査ということで、騒音、振動はわかりますけど、水質の中で降雨時の放流排水だけ調査するようになっているんですが、地下水の調査というのは、指摘はなかったのですか。

**吉田忠典事務局長**

議長。

**森山林議長**

吉田事務局長。

**吉田忠典事務局長**

地下水につきましては、この環境影響調査の事後調査の中ではなく、工事の中で事業者がモニタリングを行っていくという形で進めていこうと考えているところです。

**中野均議員**

議長。

**森山林議長**

中野議員。

**中野均議員**

確認ですけど、あくまでも工事施工業者ですということですね。

**吉田忠典事務局長**

議長。

**森山林議長**

吉田事務局長。

**吉田忠典事務局長**

モニタリングにつきましては、工事の要求水準書の中にそういうふうに盛り込んでいるところでございます。

**森山林議長**

ほかにございませんか。

**森田浩文議員**

議長。

**森山林議長**

森田議員。

**森田浩文議員**

13ページ、次期ごみ処理施設整備・運営事業、これは、債務負担行為415億円計上されている件なんですけど、これ先ほど私が質問したことなんですけど、確認でお尋ねをします。この415億の中に、当初計画のリサイクル施設の建設、そして及び近傍地に用地を取得することを検討するみたいなお話だったんですけど、そういったものの予算というのは、組み込まれているんでしょうか。

**吉田忠典事務局長**

議長。

**森山林議長**

吉田事務局長。

**吉田忠典事務局長**

13ページに記載しております、415億8千万円の次期ごみ処理施設整備・運営事業につきましては、その内容は、ごみの焼却施設及び焼却施設の運営の費用というところで、リサイクル関係の費用は含まれておりません。

**森田浩文議員**

議長。

**森山林議長**

森田議員。

**森田浩文議員**

当初、有害物質が検出される前に、焼却施設の横にリサイクル施設を建設したいというふうなお話があったんですけど、そういったものはもう白紙の状態になっているというふうに考えてよろしいでしょうか。

**吉田忠典事務局長**

議長。

**森山林議長**

吉田事務局長。

**吉田忠典事務局長**

リサイクル施設につきましては、現建設予定地の中にはごみ処理施設と一緒に建てるのは難しい、不可能というところでございましたので、ごみ処理施設のほうを優先して建てることと決定されたということでございまして、現在、リサイクル施設につきましては、建設用地につきまして、鳥栖市のほうで鋭意予定地の選定をしているところというふうにお聞きをしております。

**森田浩文議員**

議長。

**森山林議長**

森田議員。

**森田浩文議員**

鳥栖市のほうで用地を選定している状況ということなんですけど、その取得費用はどこで持たれる予定で考えておられるのでしょうか。

**吉田忠典事務局長**

議長。

**森山林議長**

吉田事務局長。

**吉田忠典事務局長**

現時点では、未定でございますけれども、鳥栖市のほうで今までの予定地と同じように費用がかからないところというのを探していただいているものと私どもは思っております。以上でございます。

**森田浩文議員**

議長。

**森山林議長**

森田議員。

**森田浩文議員**

分かりました。そしたら、鳥栖市のほうで持たれている土地を利用する可能性もあると、場合によっては、組合で用地を取得する可能性もあるというふうなことではないかと私は聞こえるんですが、11ページですね、先ほどの建設関連業務委託料、これについてお尋ねさせていただきます。このリサイクル業務にもかかわることにはなるとは思いますが、昨今からSDGsという言葉で、環境をよくしていこうというふうな取り組みが国連、日本はちょっと後進国みたいですけど、全国的に、今、世界的に取り組まれておるんですが、これから30年間に及んでですね、街中あくまでも街中です。鳥栖市、周辺地に、現状は農地しかないというふうなことでありますけど、鳥栖市という1番佐賀県内の人口増加する地域に焼却施設を建設するわけなんです。だから、こういった住民の反対運動等々もあっている中で、この施設の中で、よりよく環境に優しくするような施設であるというふうなことは提案する、PRしていく必要は私はあるんじゃないかなと考えております。これから、この関連業務委託料の中で、少しでも、あくまで、今、民間のほうにそういったことはお願いしていくような考えなんでしょうけど、よりよくしていくようなこの施設があるからこそ、環境がよくなっているんだというふうなことが、PRする、これはその予算書の中で、取り組まれているものかどうなのか、お尋ねさせていただきたいと思っております。

**吉田忠典事務局長**

議長。

**森山林議長**

吉田事務局長。

**吉田忠典事務局長**

今回、予算のほうを計上しておりますけれども、基本的に環境に関する啓発教育につきましては、この予算書の中には、今のところは含まれていないところでございます。今回、DBO方式というところで事業者を決定をしていくことでございますけれども、その事業者の中には、当然、私たちのほうが、その環境教育、啓発活動というところも大きな視点として要求をしているところでございまして、現時点では、事業者の提案によるというところを期待をしているところでございます。以上でございます。

**森田浩文議員**

議長。

**森山林議長**

森田議員。

**森田浩文議員。**

最後に1点だけです。先ほどから申しますけれども、非常にいろんな自治体の思惑がある中で、今回組合があるわけなんです。みやき町さんにとってはですね、非常に喫緊の一番の課題である、令和6年までにというふうなことは私どもも十分把握、理解をしております。しかしながら、いろんな自治体、いろんな住民の方々が思いを持ってこの事業が進むわけなんです。その中で、やはり、現状のまま、具体的な環境に対する配慮だとか、そういったことがこれから30年の間、現時点で明確にされていないというところは、私は非常に疑問を感じながら審議の方を聞いておりますので、その点、留意をしていただきながら今後の予算の組み替え、組み立てですね、等々、事業の進行、進めていただきたいと思います。以上になります。

**筒井佐千生議員**

議長。

**森山林議長**

筒井議員。

**筒井佐千生議員**

予算書11ページの建設協力金ということで確認なんですか、総額いくらでどういう支払い方法がされていかれるかということでの説明をお願いします。

**吉田忠典事務局長**

議長。

**森山林議長**

吉田事務局長。

**吉田忠典事務局長**

建設協力金の額等につきましては、議案概要の25ページをご覧いただきたいと思います。議案概要の25ページの1番下でございます。建設協力金の計算表というのがございます。建設協力金につきましては、総額11億5千万円となっております。建設地でございます鳥栖市を除く、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町の1市3町でご負担をしていただくという形になっておりまして、平成30年度から令和2年度までが、年間1億円、令和3年度から令和12年度が年間6,500万円、令和13年度から令和17年度までが、年間4千万円ということで、総額11億5千万円の建設協力金となっております。

**筒井佐千生議員**

議長。

**森山林議長**

筒井議員。

**筒井佐千生議員**

同じページの先ほど、質疑なさいましたけれども、施設建設費ということで、建設関連業務委託料の2,900万円のうちの200万円、この事業概要のところに建設関連業務で書類作成業務ということで、200万円計上されております。その概要内容によりますと、次期ごみ処理施設建設事業の実施に伴い、各種法に基づく届出書類を作成する必要があります。本業務は、土壌汚染対策法に基づく届出の

添付書類等を作成するため、という旨で計上されておりますけれども、本来、この土地4.2haは無償譲渡という中において、組合に出されていたと思うんですよ。それが自主的に、汚染が出てきたことによって、最終的にこの業務作成委託料が出てきたと思うんです。本来ならば、これはこの組合で負担すべきものかどうかということではちょっとお尋ねしたいと思います。

**吉田忠典事務局長**

議長。

**森山林議長**

吉田事務局長。

**吉田忠典事務局長**

まず、建設予定地につきましては、無償譲渡ではなく無償貸与というところは訂正させていただければと思います。そして、建設関係届出書類の200万円というのは、ご説明を申し上げましたとおり、土壤汚染対策法に基づく届出の添付書類を作成するというところでございます。私ども、組合事務局といたしましては、この200万円というのは、建設に必要な経費というふうに考えておりますので、費用のご負担につきましては、当然、2市3町で負担すべきということで考えているところでございます。

**筒井佐千生議員**

議長。

**森山林議長**

筒井議員。

**筒井佐千生議員**

確認です。要するに、この土壤汚染が発覚したからこの作成業務委託をするんじゃなく、最終的にこの土地をどの土地でも、そういう場所として活用する場合には、この業務委託をしなくちゃならないということでの業務委託費でしょうか。

**吉田忠典事務局長**

議長。

**森山林議長**

吉田事務局長。

**吉田忠典事務局長**

今回の土壤汚染対策に基づく、届出の添付書類ということにつきましては、土壤汚染が出ようが出まいがというところなんですけれども、そもそも、必要な経費であったということでございます。

**森山林議長**

ほかにありませんか。

**伊藤克也議員**

議長。

**森山林議長**

伊藤議員。

**伊藤克也議員**

議案概要の最後の27ページの技術支援業務委託料、1,016万7千円についてなんですけれども、2年度の5月にいよいよプラントメーカーが決まりまして、いろんな工事に入って行くことになるというふうに思います。で、令和5年度まで工期が続いていくわけなんですけれども、その中で、この内容からいくと、令和5年度までこういった委託が必要なのかなというふうに感じているんですが、ここは、期間の設定とか、債務負担行為の設定とかっていうことが必要ないというか、考えられていないんでしょうか。

**吉田忠典事務局長**

議長。

**森山林議長**

吉田事務局長。

**吉田忠典事務局長**

今回、債務負担行為という事で、2本の債務負担行為をお願いしているところでございます。この技術支援業務につきましては、この債務負担行為の業務に関するところでございますが、基本的には毎年、毎年業務というのが変わっていくというところでございますので、技術支援業務につきましては、毎年、毎年予算を計上させていただくというふうにしていきたいと考えております。

**森山林議長**

ほかにございませんか。

**牧瀬昭子議員**

議長。

**森山林議長**

牧瀬議員。

**牧瀬昭子議員**

11ページの建設協力金について教えていただきたいんですけども。この1億円の積算根拠を教えてください。

**吉田忠典事務局長**

議長。

**森山林議長**

吉田事務局長。

**吉田忠典事務局長**

1億円の積算根拠でございますけれども、建設協力金を受ける鳥栖市側の要望でございまして、平成30年度から令和2年度までは、毎年1億円というようなところで設定をされたものでございます。

**牧瀬昭子議員**

議長。

**森山林議長**

牧瀬議員。

**牧瀬昭子議員**

総額が決まった時の内容と、どういうふうにして、この金額が決まったのかというのを教えてください。11億5千万円が決まったというところを。

**吉田忠典事務局長**

議長。

**森山林議長**

吉田事務局長。

**吉田忠典事務局長**

建設協力金、総額11億5千万円の内容ということでございますけども、11億5千万円につきましては、建設協力金といたしまして、当初、13億円ということでございましたけれども、そのうち3億円につきましては、鳥栖市のほうも負担する協力金でございました。しかしながら、鳥栖市の方が協力を負担するということではですね、ちょっと、すんなりいかないということもございまして、3億円のうちの、鳥栖市が、大体半分ほどの負担率になりますので、その1億5千万円のほうを鳥栖市が払わないでいいようにするというところで、10億と1億5千万円を合わせて11億5千万円となったものというところがございます。

**牧瀬昭子議員**

議長。

**森山林議長**

牧瀬議員。

**牧瀬昭子議員**

もともとの13億というのは、どこから来た数字ですか。

**吉田忠典事務局長**

議長。

**森山林議長**

吉田事務局長。

**吉田忠典事務局長**

お尋ねの事につきましては、鳥栖・三養基西部環境施設組合と一緒にやるというスケールメリットというのが、もともとの金額でございます。

**牧瀬昭子議員**

議長。

**森山林議長**

牧瀬議員。

**牧瀬昭子議員**

西部の時には、スケールメリットっていうのが13億だということだと思んですが、東部になって、スケールメリットっていうのは、積算をし直したのかどうかというの、いかがですか。

**末安伸之副管理者**

議長。



## 森山林議長

末安副管理者。

## 末安伸之副管理者

これは、もともと平成5年から鳥栖市で建設するという事で協議をする中で、鳥栖市さんから単独でするより、鳥栖市でする代わりにそのスケールメリットが4町で出てくるでしょうと、それを全部出してくださいというのが10億円だったんですよ。この10億円をいただかないと、鳥栖市は4町と一緒にしませんよ、ということがスタートです。だから逆に、それから負担ルールを5対5とかいろんな条件が上がってきたものですから、4町としては、とてもお付き合いが厳しいということで4町だけでやると。しかし、そのあとに鳥栖市さんが加入をしたいということでありましたので、今度はスケールメリットが、鳥栖市のメリットが、増えましたから13億というスケールメリット、単独でするより広域でしたほうが、鳥栖市に作る場合が10億円、10億円出るでしょうと旧4町が。それは出してくれと鳥栖市が言われた事ですよ。逆に、中原町に作った場合においては、そのスケールメリット、鳥栖市も単独でするより広域でしたほうが、そのスケールメリットが13億円という試算になったんですよ。そのスケールメリットを鳥栖市が言い出したら、今、中原町でするなら13億円で決まったんです。ところが、その10億円については、各町が理解していたんだけど、3億円というのを別に処分場というか、今、一時保管施設があるんですけど、その所在地交付金として全体で割ろうと、10億円は、中原町以外で負担しよう、3億円は、全体のみやき町も含んだところで負担をしようというルールに準じて、今回もその負担ルールになっています。だから、今回の施設だけのスケールメリットではありません。前回の例を踏襲して、それを基本として首長会とか、協議をしてこれは各市町にも当然に報告されているはずだと思うんですよ。ここで聞かれるような内容じゃない。鳥栖市議会が十分にご理解をされたうえに、選定地を決定されたものというふうに私どもは理解をしています。以上です。

## 牧瀬昭子議員

議長。

## 森山林議長

牧瀬議員。

## 牧瀬昭子議員

首長会で第2回東部ブロックごみ処理施設建設協議会議事録、これは平成28年4月21日と、第3回が、平成28年5月26日の議事録がありまして、こちらのほうでスケールメリットの話は出てきています。だけれども、20年のみやき町さんでされる場合のスケールメリットと、2市3町になったときのスケールメリットで30年っていうのは、一回試算し直さないと同じように踏襲することが可能なかどうかということが知りたかったんですが、いかがでしょう。

## 末安伸之副管理者

議長。

## 森山林議長

末安副管理者。

## 末安伸之副管理者

一旦、ルールが、一旦、前例がありますので、それを踏まえた中で、今回13億というのが基本ですけど、鳥栖市が負担する分を除いてくれ、ということでしたから11億5千万ということで、それはルールというのはみんなで話し合っただけで決めたことがルールです。新たに今回の施設をつくるスケールメリット論を持ち出すルールじゃありませんから。なぜそこでスケールメリット、今、新たなもので、お互い話し合った中で前例を踏まえた中で、一つの協議をして、ルール化したことがルールですよ。議員が新たにおっしゃるように今、今度つくる施設のスケールメリット論を論じろと言われてもそれは、一つルール化した中で今回の組合の設立になっていますから、今さらそういうご質問いただいたとしてもですねお答えできるものではないと思います。

**牧瀬昭子議員**

議長。

**森山林議長**

牧瀬議員。

**牧瀬昭子議員**

ルールが何なのかっていうところをきちっとその議事録で書かれているのかどうかというところがありまして、みやき町長がおっしゃられています地域振興費の根拠は、単独でやるより1市4町のスケールメリットが13億円であったと、それが根拠になっているということを踏まえたうえで、スケールメリットっていうところがあるので、それを同じように西部と同じように、東部でそれを踏まえたうえで、ということであるのであれば、試算を出すべきだったのではないかなということ、ルールはそういうふうになっているんですよっていうことであれば、スケールメリットそのものが、今回、415億円かかるということで、他の市町さんにとったらスケールメリットがどのぐらいになるものか、で、水没地域に建てます、強靱化します、5メートル以上に機材をあげますということで、だいぶ機材もそういう施設自体も、高額なものにはね上がってきていると思うんですよね。そうなったときにスケールメリットが幾らだったのか、というところもちゃんと踏まえたうえでやらないと、一体、ほかの市町さんが、それがスケールメリットになっているのかどうかというところがあると思います。

**武廣勇平副管理者**

議長。

**森山林議長**

武廣副管理者。

**武廣勇平副管理者**

私ども、上峰町の立場でも各市町の首長さんたちの立場でも、首長会の意思決定ってというのは、まさにそれぞれ市町の利害がぶつかり合っただけで、その中で妥協せずにお互い意見を交わし合っただけのものがあります。特にうちにつきましては重要に考えていたのは、この西部環境施設組合を作ったときの負担よりもスケールメリットがあるように、何べんも試算していただいて、各市町の負担がそれを上回ったり下回ったりする中で協議を行ってまいりました。本町におきましてもその点をすごく重要視して、このラインでいけば落ちついて協定できるというところで意思決定をしてきたものでありますし、議会のほうにもですね、そうした議論を踏まえて、やってきたということで説明してきたところです。

よって、副管理者、末安副管理者が言われましたように各市町でそういう説明はされてきたものというふうに思っています。以上です。

**牧瀬昭子議員**

議長。

**森山林議長**

牧瀬議員。

**牧瀬昭子議員**

もちろん、金額のところの説明はしっかりといただいていたので、その根拠ってなるものがどこなのかということについては、一切言われていませんでしたので、先ほどの西部のことがありましたので、スケールメリットを出してもらったということでしたけれども、そのあたりも、もしあるのであれば、やはり11億5千万ですよって説明をする際に住民の方々にこれ何で11億5千万なのかってのをしっかり伝えないといけないんですよ。で、何でみやき町さんのときにはこうだったのに、鳥栖市になったときにはこうなのっていう根拠を持って言わないといけないのに、それは、いや、首長会で決めたルールなんですよっていうふうに私は説明するっていうことでよろしいんですか。

**末安伸之副管理者**

議長。

**森山林議長**

末安副管理者。

**末安伸之副管理者**

ご説明はですね、鳥栖市さんが言われたルールに沿って、今回13億円なんです。そのルールを踏まえた中で、今回、鳥栖市のほうでまたお願いする事になりましたので、改めてその当時、鳥栖市が言われたのは10億円をいただかないと、鳥栖市でみやき4町のごみは受け入れませんとおっしゃったんです。その条件ルールは何ですかと申し上げたら、スケールメリットということで、鳥栖市が試算されました。鳥栖市が。その根拠については、鳥栖市の試算ですよ。我々が、機種も違いますから具体的に単独でつくるとか、広域でつくるとっていう設計図書をつくったわけじゃないです。鳥栖市のルールに基づいて、10億円ということと言われたからそれをオッケーというふうになったんですよ。しかし、それから建設負担を5対5とか言われるから、それは人口割ですべきじゃないですかという議論の中で、聞いていただけなかったから、やむなく中原町で4町だけでやりましょうと申し上げたところです。そのあとに鳥栖市が、単独でやるとおっしゃっていたんですけど、参加させてくれと。で、スケールメリット論から言うなら、鳥栖市に作るのと中原町じゃ違うでしょうということ、13億円になりますというのは鳥栖市から言われたことだし、それが一つのルールに基づいて今回なっていますから、今更そのスケールメリットを組合の中でしろと言われても、それはできるわけがないですよ。単独でつくるとか、つくらないとかそういう設計をまず仕上げないと、作らない限りは。ということで、根拠は、鳥栖市が、提案を10億とここを作るときに言われたことに基づいた、そのルールを今回、準用しただけのことです。以上です。

**武廣勇平副管理者**

議長。

**森山林議長**

武廣副管理者。

**武廣勇平副管理者**

もう一つ、27年ですね11月に鳥栖市のほうでもスケールメリットの議論をされて、我々に先ほど副管理者が言われましたように、提案があったというふうに承知していたものですから、我々はそういう理解でいるというところでございます。

**牧瀬昭子議員**

ありがとうございました。あとは、鳥栖市長に具体的にお伺いさせていただきますので。

**末安伸之副管理者**

できれば鳥栖市議会の中で議論をお願いします。

**牧瀬昭子議員**

はい、わかりました。

**森山林議長**

ほかにございませんか。ないようでございますので、これにて質疑を終わります。本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。議案第6号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕〔異議あり〕と呼ぶ者あり〕

**森山林議長**

ご異議がありますので、挙手により採決を行います。議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 挙手多数 〕

挙手多数であります。よって、議案第6号、佐賀県東部環境施設組合一般会計予算は原案のとおり決しました。

以上で本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これにて令和2年2月佐賀県東部環境施設組合議会定例会を閉会いたします。長時間、ご審議ありがとうございました。

**午後7時07分 閉会**

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 森 山 林

議 員 中 山 五 雄

議 員 森 田 浩 文